

地籍工程管理士登録規則

H25.5.23役員会承認
H26.5.20一部改正
H27.5.21一部改正
H28.5.19一部改正
H31.4.12一部改正
R2.11.17一部改正

第1 目的

この規則は、公益社団法人全国国土調査協会（以下「全協」という。）会長が実施する地籍工程管理研修事業において、地籍工程管理研修を受講し、地籍工程管理士検定試験に合格した者の登録に関するることを定め、その登録を行うことにより地籍調査事業工程管理及び検査業務に精通し、地籍主任調査員等の指導的立場となる専門技術者の活用の推進を図るとともに、同事業の適正かつ迅速な推進と発展に資することを目的とする。

第2 定義

この規則において「地籍工程管理士」とは、第3の登録を受けた者をいう。

第3 地籍工程管理士の登録等

1 新規の登録

(1) 登録資格

ア 地籍工程管理研修事業実施要領に定める地籍工程管理研修を受講し、かつ、地籍工程管理士検定試験に合格し、合格通知の交付を受けた者とする。

イ 合格通知の交付を受けた者は、速やかに登録をするものとする。

(2) 登録手続

ア 登録を受けようとする者は、別途定める登録料を入金し、登録申請書（別記様式1号）又はこれに準ずる様式により必要事項を提出するものとする。なお、全協指定口座への振込みの場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。

イ 登録は、地籍工程管理士登録簿（別記様式2号）（以下「登録簿」という。）に記載してするものとする。ただし、登録簿が電磁的記録方式で作られている場合には、当該記録を登録簿原本とし、登録は、これに記録してするものとする。

ウ 登録簿に記載若しくは記録された者には、地籍主任調査員の登録の更新を含む登録証（別記様式3号）を交付するものとする。この登録証の有効期間は、交付（証明）の日から3年後の最初の5月31日までとする。

エ ウの登録証を交付したときは、地籍主任調査員登録簿に「地籍工程管理士登録につき更新」の旨を記載又は記録する。

2 登録事項の変更

- (1) 地籍工程管理士は、住所、氏名、メールアドレス、生年月日、勤務先に関する事項等、(1)(2)アの登録事項に変更（修正、訂正、更正等を含む。以下同じ。）があった場合には、届出（別記様式4号又はこれに準ずる様式による必要事項）をするものとする。
- (2) (1)の勤務先に関する登録事項について、変更があったにもかかわらず、地籍工程管理士が届出を行わない場合には、当該登録の勤務先の代表者は、登録簿の記載若しくは記録の変更又は抹消の届出（別記様式4号又はこれに準ずる様式による必要事項）をすることができるものとする。
- (3) (1)又は(2)の申出があったときは、審査の上、登録簿及び地籍主任調査員登録簿に変更の事項を記載若しくは記録する。
- (4) 地籍工程管理士は、(1)の届出の事項中、交付済みの登録証の記載に変更を生じる事項である場合には、当該登録証の有効期間内に限り、変更後の内容を記載した新たな登録証の交付を求めることができるものとする。
- (5) (4)の新たな登録証の交付の求めがある場合には、有効期間を当該交付済みの登録証に記載されている有効期間と同じくする新たな登録証（別記様式3号）を交付する。

3 登録の更新

- (1) 登録証の有効期間の満了に伴い、登録の更新をしようとする者は、別途定める登録更新料を入金し、登録更新申請書（別記様式5号）又はこれに準ずる様式により申し出るものとする。なお、全協指定口座への振込の場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。
- (2) (1)の手続をした者は、全協が指定する方法による地籍工程管理士資格更新研修を受講し、これを修了しなければならない。
- (3) 全協は、(1)の申出及び(2)の修了を確認したときは、審査の上、登録簿及び地籍主任調査員登録簿に、地籍工程管理士及び地籍主任調査員の登録の更新の旨を記載若しくは記録するとともに新たに登録証（別記様式3号）を交付するものとする。この登録証の有効期間は、交付（証明）の日から3年後の最初の5月31日までとする。

4 登録証の再交付

- (1) 登録証の交付を受けている者は、当該交付済みの登録証の有効期間内において、登録証を紛失若しくは破損又は汚損若しくは使用するに支障のある場合には、登録証の再交付を求めることができるものとする。この場合の申出は、別途定める再交付手数料を入金し、別記様式6号又はこれに準ずる様式により提出するものとする。なお、全協指定口座への振込の場合には、当該振込票の写しを添付するものとする。
- (2) (1)の届出があったときは、審査の上、登録簿に再交付の旨を記載若しくは記録し、記載内容を当該交付済みの登録証に記載されている内容と同じくする新たな登録証（別記様式3号）を交付する。

5 登録の消除

- (1) 地籍工程管理士が次のいずれかに該当することとなった場合には、その登録を取り消すものとする。

- ア 被後見人又は被保佐人。
 - イ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。
 - ウ 地籍工程管理士の信用を傷つけ又は地籍工程管理士全体の不名誉となる行為を行ったとき。
 - エ 本人から登録抹消の申請があったとき。
 - オ 本人が死亡したとき。
 - カ 全協が登録簿に記載若しくは記録された者に3の手続を行うよう促したにもかかわらず、本人から何らの応答もなく、又は所在不明である可能性があると判断してから、1年を経過したとき。
- (2) (1)エの申請は、別記様式7号又はこれに準ずる様式により提出するものとする。
なお、地籍主任調査員の登録を存置する場合において、当該交付済みの登録証の有効期間内であるときは、その有効期間を同じくする地籍主任調査員登録証を交付する。

第4 登録名簿の公表等

- 1 地籍工程管理士は、全協が公表する登録簿中の氏名、登録番号及び直近の登録年月日並びに勤務先に関する登録事項について、その全部又は一部の公表を希望しない場合には、公表名簿非掲載の届出（別記様式8号）をするものとする。
- 2 1の届出があったときは、審査の上、登録簿及び地籍主任調査員登録簿にその旨を記載若しくは記録する。
- 3 全協は、登録名簿から1の届出の該当を除いた地籍工程管理士公表名簿を作成し、全協のホームページに当該公表名簿を登載して公表し、その活用の推進を図るものとする。この公表名簿の記載事項は、1によるものとする。

附 則（平成31年4月12日31全国調第50号）
この規則は、令和元年5月1日から施行する。

- 附 則（令和2年11月17日2全国調第112号）
- 1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に交付している登録証については、第3の1(2)ウ及び同3(3)の有効期間の規定を適用しない。